

社会福祉法人 CAI  
チャイルドアカデミー上社保育園  
きずなネット 運用規定

## 第1節 目 的

### 第1条 (目 的)

この「きずなネット運用規定」は、社会福祉法人CAIが独自に製作・利用してきたこれまでの「チャイルドEねっと」に変わって、その運用にさらに充実した機能と操作性が実現されている中部電力株式会社製作『きずなネット』を新たに契約し、「携帯メールやパソコンメール」にて、毎年、家族との緊急連絡網を形成、台風接近や地震発生などの緊急時に、直近の、本園予定を家族に連絡することで、園児の安全連絡・確保と速やかなる家族への引き渡しを実現することを目的とするものです。

### 第2条 (諸規定との関係)

この規定は、別に定める「消防計画(防火管理規定)ならびに地震防災応急計画」に準じて、運用します。

### 第3条 (適用範囲)

この規定は、チャイルドアカデミー上社保育園(以下、本園という)を利用し、第6条に規定する児童の保護者家族に適用します。

## 第2節 「きずなネット」のしくみ

### 第4条 (「きずなネット」のシステム)

- 1 「きずなネット」は、本園を利用する保護者家族の使用している携帯電話等のメールアドレスを年度始めに登録していただき、大震法に基づく東海地震注意情報(以下「注意情報」という)または大震法に基づく東海地震に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という)が発令されたら、ならびに台風が接近し「暴風雨警報」が発令された等、の緊急時に、ただちに一括(同一文)メール送信し、情報提供します。
- 2 また、万一、地震が発生したら、お子様が無事な場合は無事であること、また園にいるのか避難場所にいるのかなどを、いち早く一括(同一文)メール送信し、安心をお伝えし、かつ速やかにお迎えの連絡をする緊急連絡網です。
- 3 上記の他、行事の緊急中止連絡・クラス閉鎖・臨時閉園・お迎え時間の変更など、保護者家族に連絡すべき保育園の緊急重要事態が発生した時に、このシステムを作動します。

### 第5条 (登録)

- 1 各年度始めに、所定の手段と方法にて、保護者家族の「メールアドレス」を登録していただきます。
- 2 登録のメールアドレスは必要人数分なら制限はありません。
- 3 登録は無料です。
- 4 登録方法の詳細は別紙『携帯メールによる連絡網登録のお願い』をご覧ください。
- 5 メールアドレスを変更した場合は再登録をお願いします。再登録がないと園から緊急連絡が届きません。
- 6、この「きずなネット」にかかわるアドレス(ドメイン『@cep.jp』を含む全てのアドレス)を迷惑メールに設定しないでください。この場合も園からの緊急連絡が届きません。
- 7 登録完了かどうかを確認するには、登録用のメールアドレス宛に再度『空メール』を送信すると、登録完了であれば「登録内容確認/再登録のご案内」のメールが返信されます。

## 第6条（未登録保護者への対応）

- 1 登録者一覧チェックと、年度初めのテストで、一人も登録されていない未登録家族を特定し、再度、登録するように要請します。
- 2 いずれかの事情で登録できない家族があれば、緊急連絡時に、担任がその都度、電話連絡をするか、近くの登録者保護者から連絡する体制を取っておきます。

## 第7条（対象児童）

- 1 「きずなネット」への登録は「月決め保育」児童の保護者家族は1名以上は『必ず』とします。
- 2 チャイルドクラブ会員で、『ご希望』の家族にも登録していただくことができます。
- 3 なお、緊急メールの発信は一斉送信のため、その日の利用のある・ないに関わらず、登録者全員に送信しますのでご了承ください。

## 第8条（稼働時間）

- 1 「きずなネット」の稼働時間は、園の開園基本時間7:00～19:00とします。
- 2 ただし、暴風雨警報発令に準じた園閉園のお知らせなど、上記の時間以外でも稼働することがあります。

## 第9条（動作確認）

- 1 原則として年2回の動作確認用「テスト・メール」の発信を行います。
- 2 発信日は、各年度初めの適当な日と、その年度の防災の日のそれぞれ午前10時とします。
- 3 当日10:30を過ぎてもメールが届かない場合は、何かの手違いがあると思われますので、必ず、早急に「電話」で連絡をください。原因を特定し、適切な善処を実施します。
- 4 「テスト・メール」の見本

送信者 : childa.info@cep.jp

件名 : テストメール送信です

本文例 : このメールは保育園からのテスト送信です。正常に受信できていればテスト成功です。

★開封確認要! 読んだらクリックしてください!

↓↓

[##MailMagaReadCheckURL##]

## 第10条（未受信者への対応）

- 1 前条の「テスト・メール」は、開封付きのメールで配信を行い、未開封者には電話等の連絡をします。
- 2 再登録をして頂くか、『迷惑メールの解除』など、未受信の原因を特定し、善処します。

### 第3節 「きずなネット」の責任体制

## 第11条（作動責任体制）

- 1 「きずなネット」作動担当責任者は園長が直接担当するか、
- 2 または、作動担当責任順位を、園長が各年度始めに定め、任命します。
- 3 実際のメール発信は、園長の指示に基づいて、担当責任順位で速やかに作業されます。
- 4 ただし、園長に緊急連絡できない場合は、担当者の判断にて作業を実行することがあります。

## 第12条（情報収集）

- 1 作動担当責任順位の最高順位者は常にテレビ・ラジオなど報道機関の動向に留意し、また可能な限り気象

庁など政府機関・名古屋市など地方行政機関、消防署など防災機関との直接なる情報収集手段を準備し、「注意情報」ならびに「警戒宣言」または「地震情報」の把握に努めることとします。

- 2 なお、「注意情報」「警戒宣言」「地震情報」等の情報を知ったその他の職員は、直ちに園長に報告することとします。

#### 第4節 暴風雨警報発令時など緊急メールの発信

##### 第13条（暴風雨警報発令時）

- 1 名古屋市に「暴風雨警報」が発表されたら、作動担当責任者は「暴風雨警報発令時」メールを直ちに一括発信します。
- 2 発信するメールの見本
  - 送信者 : childa.info@cep.jp
  - 題 : 保育園は7時開園中止です
  - 本文例 : [チャイルドアカデミー上社保育園](#)からの緊急連絡です。  
平成●年●月●日5時00分、名古屋市に暴風雨警報が発令されていますので、保育園の7時00分の開園は中止です。今後の暴風雨警報の推移にご注意ください。

##### 第14条（その他の発信）

- 1 「注意情報」などの重要事態が発生したら、おのおのの緊急メールを発信します。

#### 第5節 その他

##### 第15条（園児等が被害を受けた場合）

園児が万一、怪我などをしてしまった場合にはメールではなく、個別に、電話等を使用して保護者家族に直接連絡します。

##### 第16条（災害伝言ダイヤルの利用）

- 1 災害用伝言ダイヤル（171）とは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の特定情報を音声により伝達するボイスメールシステムです。
- 2 これは災害の発生により、回線は正常でありながら被災地への通信が増加し、つながりにくくなった場合にNTTより提供が開始されるもので「必ず通信可能である」とNTTが説明している特別回線です。
- 3 保護者家族への直接連絡が必要な時、通常の方法では連絡不能な園児の場合は、本園も「171」を利用することがあります。園から「自宅の電話番号」に伝言を入れて、連絡を試みます。
- 4 保護者家族の「伝言再生」の方法は、ダイヤル〔171→2（再生）→ご自宅の電話番号（市外局番から）〕。音声ガイダンスに従って「伝言」を聞くことができます。

##### 第17条（衛星電話の利用）

- 1 本園は「きずなネット」や、通常電話回線・携帯電話等が本園側の停電や電話回線切断などで使用不能になった場合に備え、近く、利用可能な「衛星電話」を保有する計画です。
- 2 衛星電話の電話番号は「業務用の緊急使用」のため「非公開」としています。
- 3 通常連絡が不能となった場合の、必要不可欠な保護者家族等への直接連絡は「衛星電話」で行います。
- 4 なお、衛星電話を使用しても、停電・断線・通信不良などの、受信される家庭の側の事情により通信が不能になる場合があります。

#### 第18条（「きずなネット」の非稼働）

あらゆる準備にもかかわらず、以下の場合、政府・地方行政機関・警察・消防・自衛隊、その他の民間緊急部隊などの「救援活動」を頼らざるを得なくなりますが、その場合においても、現場職員は園児の安全のためにあらゆる努力をしなければならないものとしています。

- (1) 実際に地震が発生した場合、パソコンが壊れたり、停電したり、担当者が作業できない状態になってしまうこと、また電話会社の不都合や回線の状態不良などでシステムが稼働できなくなる可能性があります。
- (2) 受信される保護者家族の方々の側が、電波の悪い所にいたり、電源が入っていなかったり、メールを受信できる状態ではない場合もあります。（または届くまでに時間がかかることがあります）
- (3) このシステムは中部電力株式会社が開発したシステムです。本システムに不都合な点や不十分な作動等ある場合は同社に通知して、早急な改善を求めることとします。

#### 第19条（「きずなネット」のメンテナンス）

このシステムは中部電力株式会社が開発したシステムです。本システムのメンテナンスや不都合な点・不十分な作動等がある場合は同社に通知して、早急な改善を求めることとなっています。

#### 第20条（改正）

この規定の改正は、法人理事会の議決により行います。

附 則 この規定は平成28年4月1日より施行します。